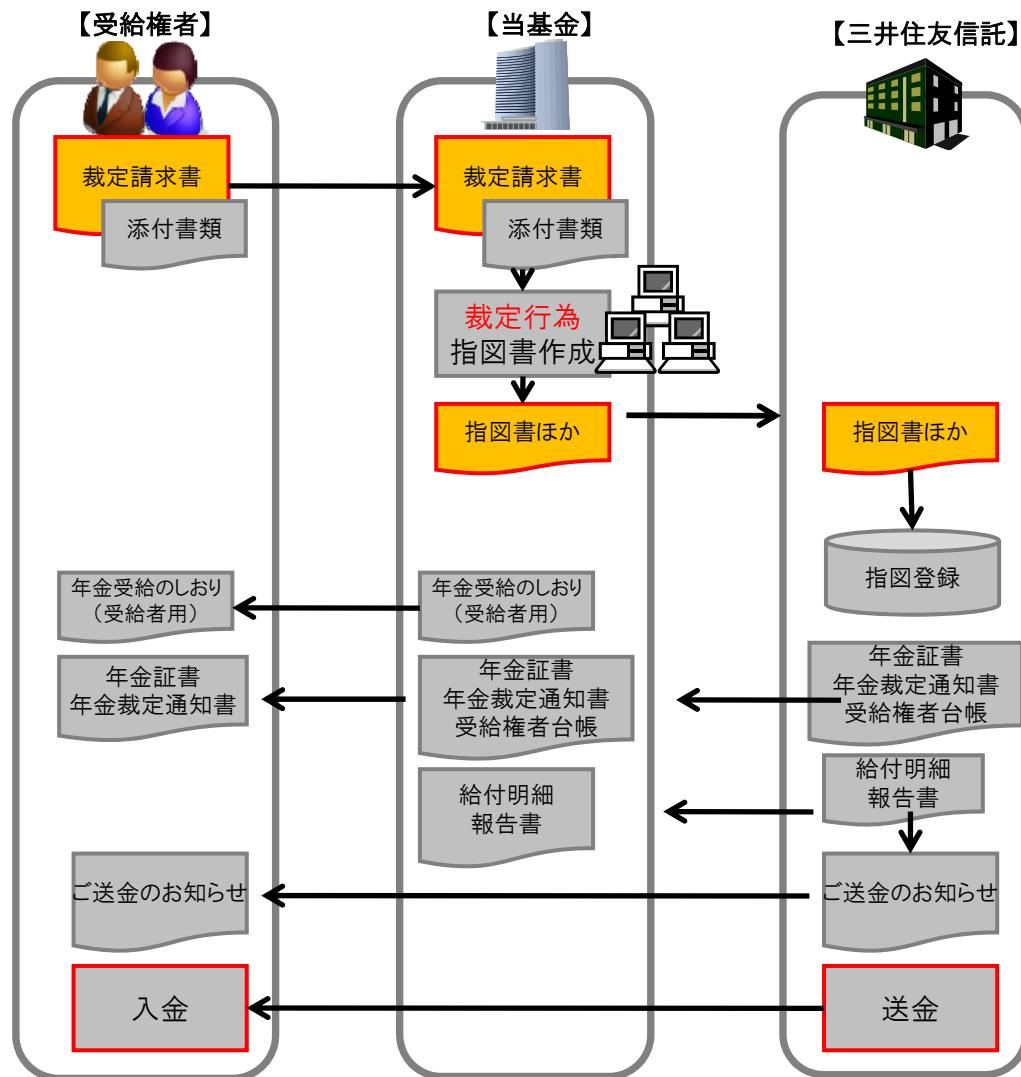


裁定請求・給付手続きフロー(ご参考)

給付事務は基金で実施いたします。(事業所様で行って頂く事務はございません。)
 裁定請求～給付手続きの事務フローについて、ご参考としてご案内いたします。



裁定請求～指図書提出 受給権者→基金

- 受給権者様から「裁定請求書」およびその他必要書類(本人確認書類、退職所得の受給に関する申告書等)の受領を受け、基金にて裁定を行います。
- 裁定内容に沿って、指図書を作成して、三井住友信託銀行にその他必要書類と併せて提出します。

指図登録 基金→三井住友信託

- 提出した指図書に基づき、三井住友信託銀行にて登録を行います。
- 指図登録後、三井住友信託銀行から基金宛に「給付明細報告書」等を送付、受給者様宛に「送金のお知らせ」を送付いたします。
- 基金から年金受給者様に「年金証書」「年金給付裁定通知書」「年金受給のしおり(受給者用)」を送付いたします。

給付日 三井住友信託

- 確定した給付日に送金を行います。
- 年金受給者については年1回「年金ご送金のお知らせ」を送付いたします。